

医療用機器の効率的な配置の促進に向けた特別償却制度

平成 31 年 3 月 29 日付で公布された所得税法等の一部を改正する法律により、医療用機器の特別償却制度が見直されました。

制度を利用される場合は、確定申告を行う際に特別償却の対象になることについて、県の確認を受ける必要がありますので、確認願を医務課医療政策班へ提出してください。

1 提出書類

区分	確認願	添付書類
①一定基準以上(国通知参照)の利用頻度がある機器の更新	様式 1	・整備する機器の仕様等を示す書類(パンフレット等) ・全身用 CT・MRI の利用回数を示す書類
②共同利用を前提とした新規(追加)購入	様式 2	・整備する機器の仕様等を示す書類(パンフレット等)
③上記以外	様式 3	・整備する機器の仕様等を示す書類(パンフレット等) ・医療用機器の効率的な配置について(様式 3 別紙: 地域医療構想調整会議への説明資料)

※ 上記提出書類以外にその他参考となる資料がある場合は添付してください。

2 書類の提出先

富山県厚生部医務課医療政策班

3 提出期限

(1) 地域医療構想調整会議への説明を要しない場合(1の①、②の場合)

随時

(2) 地域医療構想調整会議への説明を要する場合(1の③の場合)

地域医療構想調整会議の開催時期は不定期であるため、毎年の提出期限については、事前にご相談ください。

4 地域医療構想調整会議への説明

・区分③の場合、特別償却を利用するには、地域医療構想調整会議の確認を受ける必要があるため、ご提出いただいた書類を、医療機関の所在する圏域を担当する地域医療構想調整会議に提出します。

・地域医療構想調整会議での説明は事務局からまとめて行いますが、個別医療機関の具体的対応方針に対する質疑応答や意見が出る可能性があるため、会議には原則として参加をお願いします。